

ジェットロ「ビジネス短信」添付資料

表 米南東部各州の経済活動再開動向（2020年5月18日時点）

州	経済再開の主な概要	参照
アラバマ州	<p>【4月30日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> 州全体の自宅待機令を解除、最大収容人数の50%以下での小売店の再開を許可。 <p>【5月11日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高リスクのビジネス活動を除き、社会的距離を確保し衛生ガイドラインに沿ったビジネス再開を許可。 テーブルを6フィート間隔で設置、1グループを8人以下とするなどの条件で飲食店、バー、ブリュワリーの再開を許可。 社会的距離の確保および衛生ガイドラインに沿ったフィットネス施設などの運動施設、理美容院などの接触度の高いサービスの再開を許可。 	<p>○アラバマ州知事発表資料（5月5日）</p> <p>○アラバマ州発表ガイドライン（5月5日）</p>
サウスカロライナ州	<p>【4月20日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家具、衣服、かばん、書籍など一部小売店の再開を許可。 <p>【5月4日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> 州全体の自宅待機令を解除、飲食店の屋外客席での営業再開を許可。 <p>【5月11日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最大収容人数の50%以下、テーブルを6~8フィート間隔で設置、1グループを8人以下とするなどの条件で、飲食店での店内飲食の再開を許可。 <p>【5月18日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> 理美容院、ネイルサロン、スパ、マッサージなど接触度の高いサービス、およびフィットネス施設、プールの再開を許可。 	<p>○サウスカロライナ州知事発表資料（4月20日、5月1日、8日、11日）</p>

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

ジョージア州	<p>【4月24日から】</p> <ul style="list-style-type: none">適切な社会的距離を保つことや体温測定などの衛生基準の遵守をすることを条件にジムやボーリング場、理美容院、マッサージなどの再開を許可。 <p>【4月27日から】</p> <ul style="list-style-type: none">映画館や飲食店の再開を許可。飲食店は店内飲食の再開にあたり、客数を500平方フィート(約46平方メートル)あたり10人以下とすることを求められるほか、感染拡大防止のために39項目を順守する必要がある。 <p>【5月1日から】</p> <ul style="list-style-type: none">州全体の自宅待機令が解除。バー、ナイトクラブ、遊園地、ライブパフォーマンス会場、公共のプールなど休業が必須の事業を除いて、最低限のオペレーションでの事業再開を許可。小売店は最大収容人数の50%あるいは客数を1,000平方フィートあたり8人以下に制限。 <p>【5月14日から】</p> <ul style="list-style-type: none">飲食店の客数制限を300平方フィートあたり10人以下に緩和。	○ジョージア州知事発表資料 (4月20日 、 27日 、 5月12日)
--------	---	---

ジェットロ「ビジネス短信」添付資料

<p>テネシー州</p>	<p>【5月1日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 州全体の自宅待機令が解除。都市部6郡（シェルビー郡、マディソン郡、デイビッドソン郡、ハミルトン郡、ノックス郡、サリバン郡）を除く89郡において、飲食店、小売店、ジムなどの再開を許可。 ・ 飲食店は店内飲食の再開にあたり、最大収容人数の50%以下、テーブルを少なくとも6フィート間隔で設置、1グループ6人以下などが条件。小売店、ジムも最大収容人数の50%が条件。 <p>【5月6日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理美容室、ネイルスパ、マッサージなどのパーソナルサービスの再開を許可。 <p>【5月8日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボーリング場、ゲームセンターなど対人接触のない娯楽施設の再開を許可。 <p>【5月22日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店、小売店における人数制限を撤廃予定。 	<p>○テネシー州知事発表資料(4月20日、5月15日)</p> <p>○テネシー州発表ガイドライン (随時更新)</p>
<p>ノースカロライナ州</p>	<p>【5月8日から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅待機令制限緩和措置の第1段階を導入、必要不可欠のビジネスと不要不急のビジネスの区別が取り除かれ、不要不急の外出が認められる。 ・ 最大収容人数の50%以下の条件で小売店の再開を許可。 ・ 飲食店はドライブスルー、持ち帰り、デリバリーに限定。 	<p>○ノースカロライナ州知事発表 2020年5月5日</p>

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

フロリダ州	<p>【5月4日から】</p> <ul style="list-style-type: none">・ マイアミ都市圏3郡（ブロワード郡、マイアミ・デイド郡、パームビーチ郡）を除く地域にて、経済活動再開の第1段階を導入。・ 最大収容人数の25%の条件で飲食店の店内飲食、小売店の再開を許可。 <p>【5月11日から】</p> <ul style="list-style-type: none">・ パームビーチ郡を経済活動再開の第1段階対象に指定。 <p>【5月18日】</p> <ul style="list-style-type: none">・ マイアミ・デイド郡、ブロワード郡を経済活動再開の第1段階対象に指定。	○フロリダ州行政令（ 4月29日 、 5月9日 、 14日 ）
-------	--	---

（出所）各州政府公表資料を基にジェトロ作成